

道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例施行規則

(平成26年2月18日規則第4号)

道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第4号）の施行に関し必要な事項については、千歳市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和34年千歳市規則第10号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。